

没収制度について

——金地金密輸防止の観点から—— (2・完)

桑江 藍子
内海 朋子

第4章 密輸入に係る金地金の行政没収

第3章で述べた通り、小口化した金地金については通告処分段階で行政没収により徴し、同様の行為が繰り返されることを未然に防ぐことも考える法的手段の一つである。では、金地金に行政没収を適用するには、どのような制度設計・手続規定を設けるのが望ましいか。ガット問題懇話会・知的財産権部会は、平成4年通達改正前、行政没収に対し慎重な運用を行っていた背景について、以下のように述べている。

「すなわち、犯則事件の成立が予期し得ない場合に原則として没収処分を行うことは輸入者又は輸出者が善意である場合もあることを考えると酷な処分となり、場合によっては憲法29条で保障する財産権に対する不当な侵害になるケースも出てくるのではないか。したがって、ケースによっては、税関長の処分を不服として行政訴訟が多発する危険性があるのではないか、と考えられたことによるのではないかと思われる¹⁾。」

これは、金地金についても同じことがいえる。行政没収を行うには、事前手

続として、知的財産侵害品と同様に、輸入者に対して十分に弁明する機会を与える等、輸入者の財産権に配慮した手続を整備する必要がある。

1. 関税法 67 条違反を根拠とする行政没収制度の創設

(1) 関税法 67 条の不履行を理由とした行政没収

現在、関税法上の行政没収は、69 条の 2 第 1 項（輸出禁制品）と、69 条の 11 第 1 項（輸入禁制品）に対してのみ、税関長の裁量によって行うことができる。これは、社会公共利益の確保を目的として設けられた上記規定に対し、没収（廃棄、積戻し）をもってその実効性を確保する趣旨である²⁾。では、金地金を輸出入禁制品に含めればよいかというところもいかならない。それ自体法禁物でない金地金の場合、直接公益を害する物ではないので、輸出入禁制品と同様に扱うのは適当でないからである。ではどこに法的根拠を置くべきか。

金地金の密輸行為は、関税法 111 条の無許可輸出入罪に該当すると同時に、同法 67 条³⁾の輸出入許可義務違反にあたる。この関税法 67 条は、輸出入貨物の申告、検査及び許可という一連の通関手続について規定したもので、関税の確定、納付、徴収を中心に、輸出入禁制品のチェックや諸法令の規定による許可、承認等の確認を行い、輸出入貨物の最終的な取締りを行うための、関税行政の中核ともいえるべき規定である⁴⁾。同法 111 条の無許可輸出入罪は、同法

1) ガット問題懇話会・知的財産権部会「知的財産権侵害物品の国境取締制度に関する中間報告書」貿易と関税 38 巻 3 号 (1990 年) 91 頁。

2) 大蔵省関税研究会編『関税法規正解（下巻）』（日本関税協会、1992）369 頁。

3) 関税法 67 条「貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。」

4) 大蔵省関税研究会編『関税法規精解（上巻）』（日本関税協会、1992）570 頁。

5) 大蔵省関税研究会編『関税法規精解（上巻）』前掲注（4）570 頁。

67条が規定する関税行政上の秩序の維持を担保するために設けられている⁵⁾ことから、金地金の行政没収は、関税行政上の秩序の維持を確保するために、同法67条を軸に設けることが考えられる。

そこで、関税法上の行政没収による金地金没収の法整備を検討した橋本悠司「支払手段等の輸出入と税関の課題—法整備の検討を中心として—」税関研修所論集49号(2018)⁶⁾は、関税法67条の輸出入許可に対する不履行を根拠に、同条2項を新設し⁷⁾、金地金(を含む貴金属)に対する行政没収規定を置くことを提案している(橋本の提案は2案あり、ここで検討するのはその第1案である)。

【現行の規定】

69条の2第1項(輸出禁制品)

69条の2第2項(輸出禁制品に対する税関長の没収命令)

「税関長は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。」

69条の11第1項(輸入禁制品)

69条の11第2項(輸入禁制品に対する税関長の没収命令)

「税関長は、前項第一号から第六号まで又は第九号から第十号までに掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。」

6) 橋本悠司「支払手段等の輸出入と税関の課題—法整備の検討を中心として—」税関研修所論集49号(2018)509頁以下。

7) 橋本「支払手段等の輸出入と税関の課題—法整備の検討を中心として—」前掲注(6)599頁。

【橋本の提案①】

上記の規定に加え、67 条 2 項に行政没収の規定を加える。

67 条 1 項 (輸出入許可)

67 条 2 項 (前項によらない金地金 (貴金属) に対する税関長の没収命令)

「税関長は、前項の手続によらずに輸入されようとする貨物のうち外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228) 第 6 条第 1 項 10 号に規定する貴金属を没収することができる。」

(2) 検討

橋本の提案する、関税法 67 条に違反したことをもって金地金を行政没収する制度は、関税行政上の秩序の維持を確保するためとはいえ、手段として適当だろうか。摘発を逃れるために意図的に小口化・加工したような金地金のように、脱法の意図がみられるものの量が少ないがゆえに犯則調査を行にくい事案 (以下「小口化事案」という) に対しては、没収をもって同様の行為の再発を防止しなければ同法 67 条の関税行政上の秩序の維持は実現できないと考える。したがって、単純な申告漏れなどは除いた小口化事案に特化することで、没収は過剰ではなく最適手段として必要性の原則を充足すると考える⁸⁾。

しかしながら、行政没収において不当な運用がなされないようにするためには、手続面の整備が重要である。そこで、知的財産侵害品のように、没収の事前手続として、認定手続のような、輸入者に対して十分に弁明する機会を与える等、輸入者の財産権に配慮した手続を整備し、その上で、なるべく自発的処理を促しつつ、最後の手段として行政没収を行うという方法が考えられる。

しかし、金地金の場合、知的財産侵害の該非のように、事前に、客観的で明確な基準を設け、公表することは困難である。というのも、金地金を没収する最たる目的は、「次の密輸の原資」として利用されるのを防ぐこと、つまり「再

8) 橋本も、再犯防止の観点から行政没収は比例原則を充足するとしている。橋本「支払手段等の輸出入と税関の課題—法整備の検討を中心として—」前掲注 (6) 602 頁。

犯の危険性」を取り除くことにある。しかし、「再犯の危険性」の有無は密輸の目的やその背後にある組織性、循環構造の存在により認められるもので、小口化・加工といった形状から判断することはできない。「再犯の危険性」の有無を慎重に判断するとすれば、意見陳述手続の際に、所有関係や輸入の目的、組織性や循環性の存在を探らなければならないが、そうすると、犯則調査とほぼ同様の手続となってしまう。犯則を前提としない行政処分⁹⁾の判断に、行政手続法の適用外⁹⁾である犯則調査（同法3条1項6号）を必要とすることは齟齬が生じる¹⁰⁾。

2. 犯則を前提とした行政没収制度の創設

橋本もまた、行政没収に対する取消訴訟が提起された場合の立証の困難さ¹¹⁾から、第1案によるのではなく、金地金の行政没収は、犯則事件の処分として

-
- 9) ある特定の行政分野における処分について、その分野の特殊性から行政手続法第2章（申請に対する処分）及び第3章（不利益処分）に定める手続を適用することになじまないと考えられるものを適用除外とすることを規定している。総務庁行政管理局編『逐条解説 行政手続法』（ぎょうせい、1994）41頁。
- 10) なお、本稿では十分な検討をすするに至らなかったが、一定金額以下を行政没収の対象とし、処分後一定の期間内に異議申立があったときは、税関による没収の処分の効力が失われるとする方法も手続的に考えられる。アメリカの行政没収では、裁判所による司法審査を経ずに、法執行機関による手続によって終局的な没収を可能としている。適正手続保障の観点から、価額が50万ドル以下の財産の没収のみに用いることができ、価額が50万ドルを超える物、現金、現金同等物及び不動産は行政手続により没収できず、刑事没収又は民事没収によらなければならない。また、ひとたび利害関係のある者が権利主張した場合は、行政没収により対象財産を没収することはできない。民事訴訟により没収を行うか、刑事没収により没収を行うこととなる。田中健太郎「アメリカ合衆国及びイタリア共和国におけるマネーロンダリング規制に関する現金決済規制と有罪判決によらない犯罪収益等の没収制度について（下）」警察学論集68巻1号（2015）90-91頁。
- 11) 橋本「支払手段等の輸出入と税関の課題—法整備の検討を中心として—」前掲注（6）608頁。

規定する方が適切とした (橋本の提案②)。そこで、関税法 67 条輸出入許可の不履行を根拠としてではなく、同法 111 条無許可輸出入罪の犯則が成立する場合に、税関長は没収命令できる、という規定を新設することを提案している。また、善意の第三者の権利保護のため、同法 118 条 1 項 1 号と同様の規定も加えている¹²⁾。

【橋本の提案②】以下の規定を新設する。

第 1 項

税関長は、第 111 条の犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律 228 号) 第 6 条第 1 項第 10 号に規定する貴金属を没収することができる。

第 2 項 前項の規定は犯則者以外の者の所有に係り、かつ、その者が犯則が行われた時から引き続き前項の貨物を所有していると認められる場合は、適用しない。

橋本の提案②は、関税法 69 条の 11 第 1 項に定める輸入禁制品に対する行政没収 (知財侵害物品もここに含まれる) と 111 条の無許可輸出入罪における犯則処分、輸入禁制品・輸入制限物品に関する 118 条の必要的没収における、善意の第三者の権利保護を組み合わせたもので、現行法の硬直的さを解消し得るものであり、検討に値するものである。

しかし、現行法の犯則処分の規定は全て法律による厳格な拘束があり、裁量の余地がない羈束行為で構成されている。そこに、金地金 (貴金属) の没収にのみ裁量的な規定を設けることは適当でない。犯則が成立する場合には、刑事手続に移行し、裁判所による判断を仰ぐべきで、その前段階において一行政機

12) 橋本「支払手段等の輸出入と税関の課題—法整備の検討を中心として—」前掲注 (6) 608 頁。

関である税関長の裁量に任せた没収をすべきではないと考える。

3. 小括

本章では、密輸に係る金地金に関して、関税法上の行政没収を導入することを、橋本の提案①・②を中心に検討した。

関税法 67 条の輸出入許可義務違反を根拠に行政没収を適用する橋本の提案①について、近年の小口化傾向を鑑み、単純な申告漏れを除く犯則に近い小口化事案に特化しつつ、導入することが法的手段として考えられる。しかし、「再犯の危険性」を判断するためには、結局、犯則調査と同等の調査が必要となってしまう。一方、橋本の提案②は、犯則を前提とする行政没収である。この提案については、現行法の犯則処分の規定は全て法律による厳格な拘束があり、裁量の余地がない羈束行為で構成されているため、そこに、金地金（貴金属）の没収にのみ裁量的な規定を設けることは適当でないと考えられる。犯則が成立すると思料される事案について、一行政機関の裁量に任せた行政処分をするのも妥当とは思われない。

第 5 章 関税法 118 条による必要的没収

関税法 118 条による必要的没収は、その対象貨物を通告処分段階で徴することができることから、本稿で掲げている①通告処分に処されてしまうと、没収することができない、という問題を解消することができる。そして、告発後の刑事裁判においても、刑法 19 条による任意的没収と比べて、第三者所有物に対し没収をより広く認めていること、要件が充足すれば必ず没収されることから、②たとえ刑事告発されても、刑法 19 条による任意的没収は認められにくい、という問題を解消することができる。

しかしながら現在、関税法 118 条による必要的没収の対象は、「輸出禁制品」、「輸入禁制品」、「輸入制限貨物等」などに限られており、金地金はかつて「輸

入制限貨物等」に含まれていたものの、削除された経緯がある。したがって、現行法上、金地金については関税法 118 条で必要的没収を行うことはできない。では、金地金を、「輸入制限貨物等」に再び戻すことは可能だろうか。本章ではまず、必要的没収がどのようなものか、そして、関税法 118 条に必要的没収が設けられた趣旨及びその特徴を概説する。次に、金地金がなぜ必要的没収の対象であったのか、その背景となる金地金規制の歴史をたどる。その上で、どのような経緯で金地金が没収対象から消えたのかを考察し、再び没収対象とすることは可能なのかを検討する。

第 1 節 現行法上の必要的没収規定

1. 必要的没収を有する規定

必要的没収は、国が特定の政策実現のために、犯罪に係る物の移転等を禁止して社会的危険を除去し、あるいは犯人から不正の利益を剥奪することによって犯罪行為の抑止、禁梟を図ろうとするために用いられる¹³⁾。そして、必要的没収につき定めがある法規が実現しようとしている政策目的に応じて、没収対象や第三者所有物の範囲が、一般規定である刑法 19 条の任意的没収とは異なることが多い。

没収対象を刑法 19 条よりも広く認めているものとしては、いわゆる組織的犯罪処罰法¹⁴⁾があげられる。同法は組織的犯罪による不法な利益の剥奪を徹底すべく、没収の対象を無体物の財産にまで拡げ、かつ不法な利益が変形・転換した場合も没収できるものとしている (13, 14 条)。また、第三者の財産に対しては、「犯人以外の者に帰属しない場合」没収しうると規定し (15 条)、第三者が当該財産を所有している場合だけ没収ができないことを明示している。したがって、犯人の所有する財産でありさえすれば、第三者が地上権や抵

13) 伊藤栄樹ほか編『注釈特別刑法第 1 巻 (総論編)』〔藤永幸治〕(立花書房、1985) 583 頁。

14) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (平成 11 年法律第 136 号)。

当権などの所有権以外の物権をその財産に有していても依然として没収は可能である¹⁵⁾。

他方、第三者所有物について没収を拡大するもの¹⁶⁾としては、以下のものがあげられる。まず、「何人の所有、占有であるかを問わず、必要的没収を定めるもの」として酒税法 54 条 4 項、同法 56 条 2 項、アルコール事業法 46 条 3 項、郵便法 81、86 条、公職選挙法 233 条がある。次に、「犯人が所有し又は占有する物については必要的没収を定めるが、一定の要件で善意の第三者を除外する明文規定を有するもの」として、関税法 118 条 1 項但書、たばこ事業法 47 条 2 項但書、出入国管理及び難民認定法 78 条 1 項但書がある。また、「犯人が所有する物については必要的没収を定めるものの、犯人が占有する物が犯人以外の所有に係るときは、裁量的没収を定めるもの」として、覚せい剤取締法 41 条の 8、麻薬取締法 69 条の 3、あへん法 54 条がある。

この他にも、不正な取引行為や不法行為に基づき收受又は交付を受けた利益を対象とするもの¹⁷⁾として、収賄罪における收受した賄賂を没収する刑法 197 条の 5、公職選挙法 224 条、最高裁判所裁判官国民審査法 45 条、国家公務員法 110 条 2 項、金融商品取引法 198 条の 2 第 1 項・200 条の 2、臓器の移植に関する法律 25 条などがあげられる。

2. 関税法 118 条による必要的没収の特徴

では、関税法 118 条による必要的没収の趣旨とはどのようなものか。この点

15) 刑法 19 条の「犯人以外の者に属しない」とは、犯人以外の者とその物について所有権その他物権等を有しないことをいう（大判明治 36 年 6 月 30 日刑録 9 輯 1187 頁）。そのため、従来は第三者が当該物件の所有権を有する場合のみならず、その他の物権を有する場合でも、「犯人以外の者に属する」として没収不能とされていた。

16) 伊藤ほか編『注釈特別刑法第 1 卷（総論編）』（藤永幸治）前掲注（13）608 頁参照。

17) 秋山敬「付加刑と量刑」大阪刑事実務研究会編『量刑実務大系 第 4 卷 刑の選択・量刑手続』（判例タイムズ社、2011）114-115 頁参照。

につき、最高裁は、「単に犯人の手に不正の利益を留めずにこれを剥奪せんとするに過ぎないのではなく、むしろ、国家が関税法規に違反して輸入した貨物又はこれに代わるべき価格が犯人の手に存在することを禁止し、もって、密輸入の取締を厳に励行せんとするに出たもの¹⁸⁾」、としている¹⁹⁾。そして、関税法 118 条の必要的没収は、刑法 19 条の任意的没収と比して、以下の点で異なる特徴を持つ。

第一に、没収の対象となる犯罪と貨物が限定されている点である。刑法 19 条による任意的没収が、包括的に犯罪行為の組成物件 (刑法 19 条 1 項 1 号)、供用物件 (同項 2 号)、生成・取得・報酬物件 (同項 3 号)、3 号に掲げた物の対価物件 (同項 4 号) を対象としているのに対し、関税法 118 条による必要的没収の対象は、条文中に掲げられている各関税法 (関税法 108 条の 4 から 112 条) の「犯罪に係る貨物」²⁰⁾ と、その犯罪行為 (同法 108 条の 4 から 111 条) の用に供した船舶・航空機に限定されている。つまり、本条では、特定の関税法犯罪に係る組成物件と供用物件のみが没収の対象となり、それ以外の犯罪類型の組成物件及び供用物件は対象とならない。また、犯罪行為の生成・取得・報酬物件及びこれらの対価として得た物も、本条の没収の対象となることはない。

18) 最判昭和 33 年 3 月 13 日刑集 12 巻 3 号 527 頁、最判昭和 35 年 2 月 18 日刑集 14 巻 2 号 153 頁、最判昭和 35 年 10 月 11 日刑集 14 巻 12 号 1544 頁。

19) 平野龍一ほか編『注解特別刑法補巻 (3) 関税法・独占禁止法・割賦販売法』〔植村立郎〕(青林書院、1982) 96 頁は、懲罰的性格を有すると指摘する。昭和 42 年法律第 11 号の改正により大幅に緩和され、現在ではその懲罰的性格は薄れているが、犯行に係る船舶・航空機といった価格が莫大な物件を必要的没収の対象としている点では、未だに懲罰的性格は色濃く残っていると解される。

20) 110 条と 111 条の犯罪に係る貨物は「輸入制限貨物等」に限られており、112 条に係る犯罪貨物は、108 条の 4 又は 109 条の犯罪に係る貨物及び「輸入制限貨物等」に限定されている。

第二に、犯人以外の第三者の所有物に対し、没収を認めている点である。刑法 19 条による任意的没収では、「犯人以外の者に属しない物に限り」没収を行うことができ（刑法 19 条 2 項本文）、原則として第三者所有物や所有者不明の物の没収は認めていない。これに対し、関税法 118 条による必要的没収では、犯人²¹⁾が所有する物だけでなく占有する物（第三者所有物）も必要的没収の対象としている。ただし、善意の第三者の権利を保護するために、犯罪が行われることをあらかじめ知らないでその犯罪が行われた時から引き続き犯罪貨物等を所有していると認められるとき（関税法 118 条 1 項 1 号）²²⁾、犯罪が行われた後、その情を知らずに犯罪貨物等を取得したと認められるとき（同項 2 号）は没収しない旨規定されている。しかしこれは、このような事由が積極的に認定されない限り没収する趣旨である。したがって、その所有者が所在不明等のためにこれらに該当するかどうかの認定ができない場合は、本条 1 項本文の規定により犯罪貨物等は没収される²³⁾。

第三に、組成物件が追徴に転化する点である。刑法 19 条による任意的没収

-
- 21) 「犯人」とは、現に、調査中の犯則者のみならず確定判決のあった共犯者等一切の犯罪行為のあった者を含む。したがって、共犯者の場合は、現に被告人と同時に審理を受けていると否とを問わない。また密輸入者及びその従犯、教唆犯はもとより密輸入品たる情を知ってその運搬、保管、取得、媒介、あっせんをしたものも含む（最判昭和 33 年 1 月 30 日刑集 12 卷 1 号 94 頁、最判昭和 39 年 7 月 1 日刑集 18 卷 6 号 269 頁）。
- 22) 本条に規定する各罪につき当該犯罪が行われた時から第一審判決まで引き続き善意の第三者が所有していることを要し、かつ、それをもって足りる。大蔵省関税研究会編『関税法規精解（上巻）』前掲注（4）913 頁。
- 23) 大蔵省関税研究会編『関税法規精解（上巻）』前掲注（4）913 頁。ただし、最大判昭和 37 年 11 月 28 日刑集 16 卷 11 号 1593 頁を契機に「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法」が施行されたことにより、同法による手続が必要と解されている。古谷菊次ほか『新版貿易犯罪 解釈と実務』（日世社、1998）118 頁。なお、所有者不明の覚せい剤を没収するにおいて、第三者所有物の没収手続に関し、同法 2 条 2 項に定める公告は、検察庁の掲示場に掲示するだけで足りるとした判例がある（最判昭和 55 年 6 月 11 日刑集 34 卷 4 号 217 頁）。

では、生成・取得・報酬物件（刑法 19 条 1 項 3 号）、これらの対価物件（同項 4 号）の没収は、不法利得剥奪を目的とするため、これらが没収することができないときは、その価額を追徴することができる（同法 19 条の 2）²⁴⁾。他方、組成物件（同法 19 条 1 項 1 号）と供用物件（同項 2 号）の没収は、物の危険性除去や再犯防止を主たる目的とするため²⁵⁾、没収不能であっても追徴に転化しない。これに対し、関税法 118 条の必要的没収では、関税法上の犯罪行為に係る組成物件が没収不能のとき、または同条 1 項 2 号の規定により没収しない場合は、追徴に転化する（関税法 118 条 2 項）。現在は廃止されているが、かつては供用物件であった船舶・航空機も追徴の対象であった²⁶⁾。

このような特徴を鑑みると、関税法 118 条による必要的没収は、刑法 19 条 1 項 1 号の組成物件及び 2 号の供用物件の没収を拡大した規定といえることができる。そのため、密輸に係る金地金を関税法 118 条の必要的没収の対象とした場合、刑法 19 条による任意的没収よりも、広く確実に没収することが期待できるのである。

第 2 節 金地金規制の歴史

それでは金地金はなぜ関税法 118 条の必要的没収の対象であったのか。本節ではその背景となる金地金の規制の歴史を概観する。

現在自由に輸出入取引ができる金地金であるが、かつては、国内外ともにその取引は厳しく規制されていた。金地金の規制は、過去に導入されていた金本位制の崩壊とそれに付随する為替管理政策に起因する。本節では、金地金の規

24) 団藤重光編『注釈刑法 (1)』〔藤木英雄〕(有斐閣、1964) 127 頁。

25) 団藤編『注釈刑法 (1)』〔藤木英雄〕前掲注 (24) 127 頁。

26) 組成物件と供用物件（現在は廃止）が追徴されることから、懲罰、威嚇を目的とした追徴規定といわれている。伊藤ほか編『注釈特別刑法第 1 卷(総論編)』〔藤永幸治〕前掲注 (13) 606 頁。団藤編『注釈刑法 (1)』〔藤木英雄〕前掲注 (24) 158 頁。

制がどのように行われ、また自由化されていったのか、背景となる国際通貨体制の動揺と為替管理政策の変化に焦点を当てつつその歴史をたどる。

1. 戦前から終戦直後の規制

(1) 金本位制の崩壊と対外規制のはじまり

金本位制は、貨幣の一単位の価値と一定量の金の価値とが、常に等価関係にあるように組まれている貨幣制度であり、貨幣と金とが自由に交換でき、金貨の輸入や鑄造の自由も保証され、国内の通貨、外国為替相場の安定が自動調整作用によって保たれるというものであった。19世紀にイギリスで始まり、経済グローバルが進む中、欧米主要国が加わり国際通貨制度として確立された。日本は1897年から本格的に採用した。

しかし、1914年に始まった第一次世界大戦により、世界各国は金本位制から離脱し、日本も1917年に大蔵省令により金の輸出、通貨との兌換を停止した。戦争によって膨らんだ対外債務の支払いのために金を政府に集中させる必要があったためである。

第一次世界大戦後になると、1919年にアメリカが金本位制に復帰したのをはじめ、各国もそれに続くが、日本は関東大震災(1923年)や金融恐慌(1927年)に見舞われ復帰の時期を逃していた。しかし、1929年に成立した浜口内閣は、国際通貨制度へ復帰すべく、一貫して国際協調路線を掲げ、その旗印である金解禁実施のため井上準之助を蔵相として登用し、1930年1月に金解禁に踏み切った。ところが、1929年秋以降アメリカでの株価暴落に端を発した世界的な大恐慌の影響をうけて、物価急落、生産量激減、失業者著増、金・外貨の大量流失という結果を引き起こした。そのため、1931年12月、浜口内閣は総辞職に追い込まれ、犬養内閣が成立し、高橋是清蔵相は就任その日に金輸出再禁止を断行した²⁷⁾。日本の長きにわたる金地金の対外規制はここから始まる。

(2) 戦前の為替管理政策による対外規制

1929年の世界恐慌をきっかけに、各国に本位恐慌(紙幣恐慌)が生じ、資

金の海外逃亡、金兌換の増加、正価（金）流出が生じ、再び各国で金本位制の停止となった。また、それと同時に、政府が法律を設けて為替売買に干渉を加えるという、為替管理制度が行われるようになった。というのも、金本位停止以後は為替の低落及び浮動を来すのだが、その為替低落浮動が、その国の貿易を不安にし、輸出不振、輸入増加となり、国際貸借を悪化させ、さらなる為替浮動の原因となるために、その対策として為替管理が行われるに至ったのである²⁸⁾。我が国でも金輸出禁止以降、為替管理政策が始まった。

まず制定されたのが、1932 年の「資本逃避防止法」(昭和 7 年法律第 17 号)である。資本の海外移動を取り締まるものであり、貿易管理に及ぶものではなかった²⁹⁾ため、銀行あるいは貿易業者の為替思惑取引を招致し、対外為替相場は落潮を重ね、さらにいわゆる無為替輸出、内外公社債の売却、金の密輸出等による資本の海外逃避を防止できなかった³⁰⁾。そのため、同法は翌年廃止され、資本取引以外の対外取引も管理する「外国為替管理法」(昭和 8 年法律第 28 号)が制定された。

この法律では、1 条 2 項³¹⁾において金地金及金製品等の輸出取締り及び金

27) 荒木信義『円・ドル・金 歴史と展望』(日本関税協会、1986) 70 頁。

28) 緑川は「為替管理制度なるものが各国に行われ政府が法律を設けて為替売買に干渉を加えるようになったのは、国際金融恐慌に原因している」と述べ、国際金融恐慌、つまり世界恐慌の病患の一つとして「紙幣恐慌又は本位恐慌であって、その国の金準備に不安を生じ、紙幣を金貨に兌換したり、外貨又は金に代えて外国へ資本を持ち出すものが多くなり、金本位の維持ができなくなり、貨幣の基礎が動揺する状態」をあげている。そして、「為替管理は、結局本位恐慌の一つの現われであり、その困難を最小限にしようとする対策である」と述べている。緑川光雄『資本逃避防止法の解釈と運用：附関係法令及外貨債所有の手続』(大同書院、1932 年) 77-84 頁。

29) 緑川『資本逃避防止法の解釈と運用：附関係法令及外貨債所有の手続』前掲注(28) 1-2 頁。

30) 野本良平『戦時外国為替管理法令解説』(敬文堂書店、1942) 1-2 頁。

31) 外国為替管理法 1 条「政府ハ命令ノ定ル所ニ依リ左ニ掲グル取引又ハ行為ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

貨幣の鑄潰、毀傷に関する規定が設けられていた。金の輸出については、昭和6年大蔵省令によって一応取り締られているものの、罰則が軽きに失することから、厳罰主義を以て取り締ることとされ³²⁾、具体的には、金地金及金製品等の輸出については大蔵大臣の許可を要するものとなった。金貨幣の鑄潰、毀傷については、絶対禁止とされていた³³⁾。なお、1937年に、大蔵省令に基づき輸入為替取引が許可制となり、その範囲は次第に拡大され³⁴⁾、為替管理は貿易面に拡大された。1941年、「外国為替管理法」は戦時体制へ移行するため全面改正された（昭和16年法律第83号）。外国為替管理法執行規則、在外凍結財産調査規則等の実施と相まって、在外財産封鎖抑留の防止、対外決済方法の統制、米国等の資金凍結に対する報復等、何時でも必要に応じ適宜の措置をなし得るように管理規則の高度化が図られた³⁵⁾。

金地金に関しては、改正前の平時立法同様、外国為替管理法1条2項に金地金及金製品の輸出取締り及び金貨幣の鑄潰、毀傷に関する規定が設けられた。金地金及金製品等の輸出については、大蔵大臣の許可を要し、且つ報告事項とされた。密輸出については、外国為替管理法のみならず関税法の規定にも抵触し³⁶⁾、その未遂、予備も外国為替管理法7条2項³⁷⁾により処罰された。金貨

2 通貨、金地金、金ノ合金若ハ主タル材料トスル物ノ輸出又ハ金貨幣ノ鑄潰又は毀傷」

32) 大阪商工会議所調査課編『外国為替管理法に就て』（大阪商工会議所調査課、1933）12頁。

33) 貨幣法第13条（明治30年法律第16号）により貨幣は故意に毀傷したものと認められるときその効用を失うためである。

34) 昭和12年1月大蔵省令第一号外国為替管理法ニ基ク臨時措置に関スル命令ノ件。野本『戦時外国為替管理法令解説』前掲注（30）12-13頁。

35) 野本『戦時外国為替管理法令解説』前掲注（30）14-15頁。

36) 「金地金を輸出したる行為は一面関税法第七十六条に触るゝとともに、他面外国為替管理法第一条第二号同第五条外国為替管理法ニ基ク命令ノ件第一条第一項に触るゝものとして刑法第五十四条第一項前段を適用処断すべきものとす」（大判昭和13年10月27日刑集17巻766頁）。

幣の鑄潰については、大蔵大臣の許可を要し、且つ報告事項とされた。金の国庫集中の必要上退職金を政府に売却させようとするためである。しかし金貨幣の毀傷は平時立法時と同様、貨幣法によりその価値を失うことから絶対的に禁止されていた³⁸⁾。

(3) 国内規制のはじまり

金地金の対外規制が進むと同時に、国内でも金地金の取引は規制されるようになった。1937 年に制定された「産金法」(昭和 12 年法律第 59 号)は、産金の増加を図り、これを政府に集中し、対外準備を強固なものとするを目的としたものである³⁹⁾。これにより、新産金は全て政府によって買上げられ、政府は産金の増加を図るために必要と認めた時は、金鉱業者に対して採鉱、採掘、採取若しくは選鉱につき設備の新設、拡張、改良その他の必要な事項を命じたり、製錬設備の新設を命ずることができるようになり、また産金奨励の規定も設けられた。さらに 1939 年には、産金法 11 条⁴⁰⁾ および 12 条⁴¹⁾ の規定によって金使用規則が改正された。これによって、医療上必要やむを得ないも

当時の関税法 76 条は「免許ヲ受ケスシテ貨物ノ輸出若ハ輸入ヲ為シ又ハ為セントシタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但シ第七十四条又ハ第七十五条ニ該当スルモノハ此ノ限ニ在ラズ」と定めていた。

- 37) 外国為替管理法 7 条 2 項「第一条ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ違反シ金貨幣、金地金、金ノ合金若ハ金ヲ主タル材料トスル物ヲ輸出スル目的ヲ以テ取得シ若ハ輸出セントシタル者ハ通貨、外国通貨若ハ証券ヲ輸出若ハ輸入セントシタル者亦前項ニ同ジ」
- 38) 野本『戦時外国為替管理法令解説』前掲注 (30) 61-64 頁。
- 39) 第 71 回帝国議会衆議院本会議第 6 号 91 頁〔賀屋興宣発言〕(昭和 12 年 7 月 31 日)。
<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/minutes/api/emp/v1/detailPDF/img/007113242X00619370730>, (2023/10/29 最終閲覧)
- 40) 産金法 11 条「政府ハ必要アリト認ムルトキハ金ノ價格又ハ金ノ使用ノ制限其ノ他金ノ使用ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得」
- 41) 産金法 12 条「政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金貨幣、金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ取得、処分又は保有ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ検査ヲ爲スコトヲ得」

のまたは大蔵大臣の許可を受けた場合以外には金製品（例えば、金合金、金箔、金糸、金粉、金液、金鑑など）の製造は禁止されるに至った。また例外を除き原則として物の加工や修繕のために金を使用することもできなくなった。これによって事実上国内の自由な金取引は消滅した⁴²⁾。

(4) 終戦直後の規制

第二次世界大戦終戦直後の為替及び貿易は、アメリカ政府統治下における全面管理体制であった。金地金の規制については、昭和 20 年総司令部の覚書に基づいた「金、銀又は白銀等の取引等取締りに関する勅令」及び「金、銀又は白銀等の地金又は白金の輸入の制限又は禁止等に関する勅令」並びに「金、銀、有価証券等の輸出入等に関する金融取締に関する省令」によって、金、銀等の貴金属の国内取引及び輸出入の統制が行われ、また新産の貴金属は全て政府に集中することとなっていた⁴³⁾。

2. 戦後の規制

(1) 外為法による対外規制

戦後の国際通貨体制は、ブレトンウッズ体制により、米ドルと金の交換を保証する金ドル本位制（金 1 オンス = 35 ドル）へ移行となった。日本の為替管理及び貿易については、1949 年に総司令部から日本政府へ管理権が移り、単一為替レート（1 ドル = 360 円）が設定され、「外国為替及び外国貿易管理法」（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という）が成立した。これは、敗戦後の国民経済生活を再建するために、対外取引原則禁止の建前をとるもので、対外取引の決済手段となり得る金地金を含む貴金属は、同法 45 条によって輸

42) 梶山武雄『金の経済学』（紀伊國屋新書、1966）85-86 頁。

43) 第 7 回国会衆議院大蔵委員会第 45 号 11 頁〔伊原隆発言〕（昭和 25 年 4 月 6 日）。
<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/100704629X04519500406>。
（2023/10/29 最終閲覧）

出入が原則として禁止されていた⁴⁴⁾。

一方、為替貿易自体は自由化へ向かった。1951 年の講和条約締結により、日本は独立国として戦前同様、正常貿易を行うことができるようになり、1952 年の国際通貨基金 (以下「IMF」という) 加盟・国際銀行加盟、1955 年の GATT 加盟によって、国際機関への復帰を果たした。消費ブームや世界的好況の波に乗り、池田内閣の所得倍増政策 (1960 年) などにより、めざましい国民経済の成長、貿易の伸長を成し遂げた。このような驚異的な産業貿易の発展が、自由化に拍車をかけることになり、1964 年には IMF14 条国から 8 条国へ、GATT12 条国から 11 条国に移行し、為替貿易の自由化、関税引下げの義務を負うこととなり、日本の為替貿易の自由化が急速に進められていった⁴⁵⁾。

(2) 国内規制の終わり

金地金の国内取引については、戦前の「産金法」および終戦後の総司令部による勅令等に代わり、1950 年に制定された「貴金属管理法」(昭和 25 年法律第 128 号) によって引き続き規制されることとなった⁴⁶⁾。新しく地金を取得した者は、これを一定品位に精錬して全て政府に売却することになり、工芸・歯科用への加工金に地金を必要とする者は、その用途を示して政府より割当を受けることになった。1952 年には金以外の銀・白銀等の地金の規制は撤廃さ

44) 昭和 24 年当時の外為法 45 条は「政令で定める場合を除いては、何人も、支払手段、貴金属、証券又は債権を化体する書類を輸出又は輸入してはならない。」と定めていた。ただし外国為替管理令 19 条により大蔵大臣の許可した場合に限り認められていた。なお、金は同法 10 条に規定する「貴金属」にあたる。

45) 古谷ほか『新版貿易犯罪 解釈と実務』前掲注 (23) 8 頁。

46) 貴金属を国際収支の改善その他国民経済上最も有効な用途にあてるため、これを政府に集中するとともにその取引および使用を調整することを目的とする (貴金属管理法 1 条)。

第 7 回国会衆議院大蔵委員会第 45 号 6 頁 [法律案] (昭和 25 年 4 月 6 日)。

<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/100704629X04519500406>
(2023/10/29 最終閲覧)

れ、1953年7月に全面改正されて、現行の「金管理法」（昭和28年法律第62号）に移した。金に対する実需の増加と生産の漸増から、政府が強制買上げをする金は新産金の一部のみとし、それ以外の金については一切の統制を廃止し、価格及び取引ともに自由とした⁴⁷⁾。政府の強制買上げの割合も徐々に縮小し、1968年以降は政府買上げゼロとなり、全量自由販売となったため、国内産金に対する政府の統制はここで終わりを迎えた。

しかし、国内統制が廃止される一方で、国内需要の増加に生産が追い付かず、密輸入が横行するという事態が生じた。年間密輸される金地金の量は、6、7トン、多い時は国産量にはほぼ匹敵する10トンに上ると推定されていた。卸商の国産金地金販売価格が1グラム680円から720円に対し、密輸で出回るのは500円台という内外価格差があったためである。そこで、大蔵省は国内の内外需給緩和と密輸防止のため、戦後初の金地金輸入に踏み切った。1967年から、貴金属特別会計法⁴⁸⁾によって国内需要の不足分を政府が輸入し、民間に払い下げの仕組みである。IMF協定価格1トロイオンス35ドル（1g405円）で買い付け、国内統制価格660円で払い下げ、この差額が貴金属特別会計に積み立てられた⁴⁹⁾。

3. 自由化へ

(1) 国際通貨体制の動揺から変動相場制へ

戦後のブレトンウッズ体制は、金とドルの交換を保証するものであったが、

47) 第16回国会衆議院大蔵委員会第6号75頁〔愛知揆一発言〕（昭和28年6月23日）。

<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/101604629X00619530623>,
(2023/10/29 最終閲覧)

48) 昭和24年法律第34号。政府の行う貴金属の買入、売払又は管理に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区別してするもので、昭和52年に廃止された。

49) 「金地金、戦後初の輸入へ」朝日新聞朝刊東京版1966年8月20日、7面。「金輸入解禁の波紋」朝日新聞朝刊東京版1966年8月25日、7面。

1950～60年代になると、欧州経済の復興やベトナム戦争による軍事費拡大などが影響し、アメリカの国際収支は大幅に悪化し、ドルの信認は徐々に低下した。国際通貨であるドルの信認低下は国際通貨体制全体の動揺につながった。

ドルの公定価格を維持するため、欧米主要7カ国が協力して市場介入して金相場の高騰を抑え込む「金プール協定」(1961年)が結ばれたが、フランスの脱退や英ポンド切り下げなどにより金価格の上昇を抑えることは難しく、1968年3月に同協定は廃止された。そして通貨当局での金・ドル平価(1トロイオンス=35ドル)と、民間の市場で売買する金・ドルレートを切り離す「金の二重価格制」が導入されるに至った。

国際通貨を安定させる有効な手段が見つからない中、アメリカ自身もドルの実質価格低下と、それに伴うインフレに耐えられなくなっていた。そこで、1971年8月15日、当時のリチャード・ニクソン大統領は、新たな経済政策の中で「ドルと金の交換停止」を発表した。いわゆる「ニクソン・ショック」である。これは国際通貨制度を根幹から揺るがすもので、各国は混乱に陥った。

同年12月に先進10カ国蔵相会議が新たな国際通貨秩序を合意し、「スミソニアン体制」が敷かれた。「スミソニアン体制」により、ドルは金に対して1トロイオンス=38ドルに切下げられ、各国通貨はドルに対して切り上げられた。円は1ドル=360円から308円へ切り上げられ、通貨変動幅は上下1%から2.25%に拡大された。

しかしドルの価値は切下げた水準よりさらに低下しており、ドルを基に相場を固定する体制では国際通貨体制は安定しなかった。そのため、1973年1月にスイス、2月に日本が変動相場制に移行し、3月には欧州主要国が共同変動相場制に移行した。ここでブレトンウッズから続く固定相場制の枠組みは崩壊した。マルクやポンド、円など主要国通貨も、金という共通尺度を失い、金と通貨との固定レートでの兌換は廃止された⁵⁰⁾。

1976年1月にジャマイカのキングストンで開かれたIMF暫定委員会でIMF協定の第二次改正が決まり、変動相場制が正式に承認された(「キングストン

合意」。1978年発効)。これにより金の公定価格も廃止され(金の廃貨)、金は通貨の基準としての公的な役割を終えたといえる⁵¹⁾。

(2) 金地金輸出入自由化

上記(1)で考察した国際通貨体制の動揺は、日本の金地金に対する対外取引の自由化を促すことになった。

国際通貨体制が不安定になり、先進国諸国が軒並みスタグフレーション(不況と物価上昇の共存)に悩む一方、日本の国際収支は1960年代に入ると黒字基調が続いていた。そのため、外国からの批判や通商面での緊張が高まり、特にアメリカを中心に、日本に対する円切上げ圧力や、資本・貿易自由化の促進要請が強まっていた⁵²⁾。これに対応するため、1971年から翌年にかけて、政府は国際収支黒字の是正を中心とした対外政策を次々と展開した。

同年6月に輸入自由化、関税引下げ、特惠関税の供与、対内直接投資の自由化、海外投融資の自由化、為替管理の自由化といった政策が進められた(第1次円対策)。しかし、ニクソン・ショック後のスミソニアン合意を経てもなお国際収支は是正の兆しが見られず、翌1972年5月、当面の経済均衡を達成するために、先の「第1次円対策」に外貨活用対策を加えた対外経済緊急対策の実施が決定された(第2次円対策)。続いて同年10月に対策の内容をさらに拡充した対外経済政策の推進(第3次円対策)が図られた⁵³⁾。

50) 豊島逸夫『金に何が起きているのか』(日本経済新聞出版社、2010年)152頁。

51) 豊島『金に何が起きているのか』前掲注(50)154頁。

52) 「円の切上げや自由化など 財界でも外圧回避策 来週から検討を開始」朝日新聞朝刊東京版1971年6月4日、9面。「円切上げ回避へ8項目総合策を政府決定」朝日新聞朝刊東京版1971年6月5日、2面。

53) 経済企画庁「昭和47年 年次経済報告」(昭和47年8月1日)。

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je72/wp-je72-s0018.html#sa1.2.1.5>
(2023/10/29最終閲覧)

同「昭和48年 年次経済報告」(昭和48年8月10日)。

このような対外政策が展開される中で、金地金の輸入自由化についても経済学者をはじめ国内各方面から要望が高まっていた。民間による金地金の輸出入を禁止しているのは、外貨の流出防止と国内産金業保護が目的であったが、外貨増の今日においてはもはやこれを制限しておく理由がないこと、産金業者への配慮は輸入自由化とは別次元の問題であること、国際価格に比べて割高な国内価格⁵⁴⁾が密輸の誘因になっていることなどが主な理由であった⁵⁵⁾。もっとも、欧州の自由金相場が暴騰を続けたために、国際価格が国内価格を上回るようになり、政府が安く買って高く売るというこの制度の意味がなくなりつつあったことも、自由化への動きを促進させた⁵⁶⁾。このような経緯から、「第 3 次円対策」における輸入拡大政策の一環として、金地金の輸入自由化が決定され⁵⁷⁾、翌 1973 年 4 月に実施されることとなり、金地金の輸入自由化は実現された⁵⁸⁾。

輸入に続いて輸出の自由化も図られていった。輸入と同様、国際収支の大幅黒字に対する海外からの批判を背景に、為替管理の緩和が検討され、1978 年 1 月に為替管理の自由化及び手続の簡素化措置が大蔵省より公表された。金地金

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je73/wp-je73-s0014.html#sal.2.1.6>
(2023/10/29 最終閲覧)

- 54) 1967 (昭和 42) 年に政府による輸入が始まったが、金価格の内外格差は依然として密輸の大きな誘因であった。1972 年 5 月では国際価格 1g = 530 円程度、政府から国内の非鉄金属各社への売渡価格 1g = 660 円、各社はそれと国内産の金を一緒にマージンを加えて卸していた。「産業用金輸入を自由化へ」朝日新聞朝刊東京版 1972 年 5 月 16 日、9 面。
- 55) 「金輸入の自由化を マル経学者提言」朝日新聞朝刊東京版 1971 年 6 月 3 日、9 面。
- 56) 「産業用金輸入自由化も検討 大蔵省 欧州の自由相場高騰で」朝日新聞朝刊東京版 1972 年 6 月 9 日、1 面。
- 57) 「第 3 次円対策決定へ」朝日新聞朝刊東京版 1972 年 10 月 20 日、1 面。
- 58) 外為法上は貨物ではなく「貴金属」であるため、その輸入許可に当たっては外国為替管理令第 11 条の規定に基づく支払いの許可を要した。許可申請手続は日本銀行にて行われた。

の輸出の自由化はこの弾力化措置の一つであった。先に自由化された輸入は日本銀行の許可制となっていたため、300万円までは許可制をやめること、これまで事実上禁止していた輸出についても同様に認めることが改正点としてあげられていた。既に金地金の輸入は自由化されていたが、歯科医や装飾業者などの実需が中心で、資産として保有しても国内の金市場が小さく処分できないという問題点があったところ、この措置によって個人や企業がほぼ自由に金地金の輸出入ができるようになることが期待された⁵⁹⁾。この措置は同年4月に実施され、金地金の輸出の自由化が実現した。

法律上の整備も進められ、1979年の一部改正（昭和54年法律第65号）では、外為法は対外取引を原則自由とする法制に改められ、金地金を含む貴金属の輸出入を禁じていた45条は削除された⁶⁰⁾。こうして、1931年以降続いていた我が国の金地金の対外規制は、名実ともに終わりを見せた。

59) 「為替弾力化に12項目 外貨預金や金取引 4月メドに自由化」朝日新聞朝刊東京版 1978年1月27日、9面。

60) 第90回国会衆議院大蔵委員会第1号2頁〔竹下登発言〕、48頁以下〔法律案〕（昭和54年12月5日）。

<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/109004629X00119791205>、
(2023/10/29 最終閲覧)

[金地金規制の歴史と関税法]

国際通貨制度・出来事	為替管理	国内規制	関税法
19世紀 金本位制成立 1897 (M30) 日本金本位制 1914第一次世界大戦：各国金本位制を中断 1923 (T12) 関東大震災 1927 (S2) 金融恐慌 1929世界恐慌：各国金本位制停止 1939第二次世界大戦 1944ブレトンウッズ体制：金ドル本位制へ	1931 (S6) 金輸出禁止 1932 (S7) 投資逃避防止法 1933 (S8) 外国為替管理法 1937 (S12) 大蔵省令による貿易管理開始 1941 (S16) 外国為替管理法改正 (戦時体制へ) 1945 (S20) GHQ全面管理 1947 (S22) 民間貿易一部再開 1949 (S24) 単一為替レート設定 (1ドル = 360円)、「外国為替及び外国貿易管理法」制定 (金輸出入禁止) 1952 (S27) IMF、国際銀行加盟 1955 (S30) GATT加盟	1937 (S12) 産金法 1939 (S14) 金使用規則 1945 (S20) GHQ勅令 1950 (S25) 貴金属管理法 1953 (S28) 金管理法	1954 (S29) 旧関税法「無許可輸出入罪にかかる犯罪貨物」として没収対象

1971金ドル交換停止： 変動相場制へ 1971スミソニアン体制 1973各国変動相場制に移行 1976キングストン合意 (金の廃貨)	1964 (S39) IMF8 条国、 GATT11条国に移行 1971 (S46) 為替レート変 更 (1ドル=308円) 1973 (S48) 変動相場制へ 移行、金輸入自由化 1978 (S53) 金輸出自由化 1979 (S54) 外為法を原則 自由の法体系に改正		1967 (S42) 関税法「輸入 制限貨物」として没収対象 1989 (H1) 関税法の没収対 象から削除
--	--	--	---

第 3 節 関税法 118 条による必要的没収規定の沿革

関税法 118 条による必要的没収の規定は、当然のことながら金地金規制の歴史の影響を受け、その内容を変えてきた。金地金がどのような経緯で必要的没収の対象となり、またその対象からはずれたのか、その沿革を考察する。

1. 戦前から 1954 年（昭和 29 年）の改正まで

戦前の関税法の必要的没収・追徴規定は、明治 32 年 3 月法律第 61 号の第 83 条「本法ニ依リ没収スヘキ貨物ハ犯罪当時ノ所有者ノ所有ニ属スル間ハ之ヲ没収シ既ニ之ヲ譲渡若ハ消費シタルトキハ其ノ価格ニ相当スル金額ヲ犯則者ヨリ徴収ス」である。74 条輸入禁制品密輸入罪と 75 条関税ほ脱罪に係る貨物についてのみ必要的没収・追徴を定めており、所有に関する要件についても「犯罪当時ノ所有者ノ所有ニ属スル間」としており、現在と比べても限定的な内容であった。なお、第 5 章第 2 節で検討した通り、1931 年以降、金の輸出は禁止されており、金地金の密輸は 76 条の無免許輸出入罪にあたるが、関税法上

の必要的没収の対象ではなかった。

しかし、戦後は徐々に必要的没収対象の拡大と罰則の強化が図られていくこととなった。まず、昭和 21 年勅令第 277 号「昭和 20 年勅令第 542 号『ポツダム宣言』の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく関税法の罰則等の特例に関する件」により各々の犯罪の罰則強化と、無許可輸出入犯に係る物品及び船舶の没収が規定され⁶¹⁾、1948 年の関税法改正 (昭和 23 年 7 月法律第 107 号)の際、同法に取り入れられた。この際所有に関する要件は、「犯人ノ所有又ハ占有ニ係ルモノハ没収ス」とされ、第三者所有物 (「占有ニ係ルモノ」)にも対象が及ぶようになった⁶²⁾。次に、1950 年関税法改正 (昭和 25 年 4 月法律第 117 号)において、76 条ノ 2 に定める関税赃物犯に係る貨物が対象に追加され⁶³⁾、主な実質犯を包含する規定となった。そして、1954 年の関税法全面改正 (昭和 29 年 4 月法律第 61 号)により、必要的没収・追徴規定は 83 条から 118 条となり、以下のように全文が改正された。

第 118 条 第 109 条から第 111 条まで (禁制品を輸入する罪・関税を免れる等の罪・許可を受けずに輸出入する罪)の犯罪に係る貨物、その犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機又は第 112 条 (密輸貨物の運搬等をする罪)の犯罪に係る貨物 (以下この条において「犯罪貨物等」という。)は、没収する。但し、犯罪貨物等が犯人以外の者の所有に係り、且つ、

61) 古谷ほか『新版貿易犯罪 解釈と実務』前掲注 (23) 110 頁。

62) 文理上、犯人の占有に係るものであれば、所有者たる第三者の善意悪意を問わずすべて無条件に没収するような定めをしていたことから、憲法 29 条との関係で合憲性が争われた。所有者において (船舶が犯罪行為の用に供されることを) あらかじめ知っていた場合に限り没収できるものと解しなければ憲法 29 条に違反する旨判示された (最大判昭和 32 年 11 月 27 日刑集 11 卷 12 号 3132 頁)。なお、昭和 29 年改正時、関税法 118 条 1 項 1 号に善意の原所有者を除外する規定が設けられた。

63) 大蔵省関税研究会編『関税法規精解 (上巻)』前掲注 (4) 918 頁。

その者が左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

1号 第109条から第112条までの犯罪が行われることをあらかじめ知ら
ないでその犯罪が行われた時から引き続き犯罪貨物等を所有している
と認められるとき。

2号 前号に掲げる犯罪が行われた後、その情を知らずに犯罪貨物等を
取得したと認められるとき。

(第2項以下省略)

金地金を含む貴金属は、当時の外為法により輸出入は原則禁止されていたため、金地金の密輸は111条の無許可輸出入罪に該当し、その罪に係る「犯罪貨物」として必要的没収の対象であった。

1954年の関税法改正において従来と異なるのは、所有関係について旧法（昭和23年7月法律第107号）にあった「犯人ノ所有又ハ占有ニ係ルモノ」の文言が削除され、犯人の所有に属するかどうかを区別せず、特定の条件のもとに一律没収する⁶⁴⁾、いわゆる無差別没収が徹底された点である。善意の原所有者（1項但書1号）と犯罪後の善意の取得者（同2号）を除外しているものの、懲罰的な性格が強く表れた関税法が成立した（以下、1954年改正時の関税法を「旧関税法」、同法118条を「旧118条」という）。懲罰的性格の強い規定になった理由は、終戦後の混乱期の厳格な貿易管理下における密輸行為が、我が国の経済に重大な害を及ぼすことから、これを厳重に取り締まる必要があった点に求められる⁶⁵⁾。

この無差別没収、つまり犯人以外の第三者からも没収できる点は、憲法29条、31条との関係からその合憲性をめぐって議論を呼び、裁判上においても多く

64) 谷口正孝「没収及び追徴の研究—無差別没収を中心として—」司法研究報告書第8輯第4号（1955）91頁。

65) 古谷ほか『新版貿易犯罪 解釈と実務』前掲注（23）110頁。

争われたが⁶⁶⁾、昭和 37 年 11 月 28 日の最高裁大法廷違憲判決⁶⁷⁾を契機に「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法」が設けられ、手続面における法整備が図られた。

しかし、我が国の経済が復興し、貿易秩序も安定してくるにつれて、この厳しい規定が具体的な事件の処理上過酷と考えられる場合が生ずるに至った。旧 118 条は没収対象にほとんど制限がなく、しかも必要的没収であって税関職員などの裁量によって没収の可否を左右するわけにいかないため、例えばいわゆる低価申告によって納付すべき関税の一部を免れた場合であっても、貨物全部について没収または追徴が行われることとなり⁶⁸⁾、ごく軽微な犯罪についても全て没収・追徴せざるを得ない結果が生ずることとなった。また、国内法の罰則体系からみても他法の違反行為に比して厳しすぎるとされたこと⁶⁹⁾、さらにケネディ・ラウンドなどにみられる世界的な関税引き下げや貿易自由化の傾向⁷⁰⁾など内外の情勢から、この懲罰的規定は実情にそぐわなくなったため、1967 年に旧 118 条は大幅な改正が行われることとなった。

2. 1967 年の関税法改正

1967 年関税法改正における主な改正点は、「輸入制限貨物等」という新しい概念を設けて、これと輸入禁制品のみを必要的没収の対象とすること、追徴を必要とする罪の範囲を制限したこと、船舶または航空機の没収に代わる追徴を

66) 憲法第 29 条関係は、最大判昭和 32 年 11 月 27 日刑集 11 巻 12 号 3132 頁、最判昭和 33 年 4 月 15 日刑集 12 巻 5 号 895 頁、最判昭和 34 年 12 月 15 日刑集 13 巻 13 号 3213 頁、憲法第 31 条関係は、最大判昭和 35 年 10 月 19 日刑集 14 巻 12 号 1547 頁、1611 頁がある。

67) 最大判昭和 37 年 11 月 28 日刑集 16 巻 11 号 1593 頁。

68) 最判昭和 56 年 4 月 30 日刑集 35 巻 3 号 135 頁。

69) 大蔵省関税研究会編『関税法規精解（上巻）』前掲注（4）908 頁。

70) 古谷ほか『新版貿易犯罪 解釈と実務』前掲注（23）110 頁。

廃止したことである。

改正された 118 条 1 項本文と、3 項は以下の通りである。

第 118 条 1 項本文 第 109 条から第 111 条まで（禁制品を輸入する罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪）の犯罪に係る貨物（第 110 条又は第 111 条の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨物等に限る。）その犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機又は第 112 条（密輸貨物の運搬等をする罪）の犯罪に係る貨物（第 109 条の犯罪に係る貨物及び輸入制限貨物等に限る。）（以下この条において「犯罪貨物等」と総称する。）は、没収する。

3 項 第 1 項において「輸入制限貨物等」とは、輸入に係る貨物で、当該貨物に係る同項の犯罪が行なわれた時において、次の各号の 1 に該当するものとする。

1 号 次に掲げる貨物

イ 大麻取締法第 1 条に規定する大麻

ロ 銃砲刀剣類所持等取締法第 3 条の 2 に規定するけん銃等及びその銃砲弾

ハ 外国為替及び外国貿易管理法第 6 条第 1 項第 10 号に規定する貴金属

ニ 酒税法第 2 条第 1 項に規定する酒類

ホ 国の専売品

2 号 前号に該当する貨物を除き、非自由化品目

（括弧書一部省略）

本改正で注目に値するのは、「輸入制限貨物等」という概念をもちいて、必要的没収対象物を限定したことである。旧 118 条では、109 条禁制品密輸入罪、

110 条関税は脱罪、111 条無許可輸出入罪、112 条密輸貨物の運搬等をする罪の違反物件は全て必要的没収の対象となったが、改正後は、109 条禁制品密輸入罪以外の罪の違反物件については、必要やむをえないものだけを 118 条 3 項の「輸入制限貨物等」として限定し、この制度を維持することとしたのである。この「輸入制限貨物等」は、大別すると、輸入禁止品 (1 号イ、ロ)、高関税物資等 (1 号ハ、ニ、ホ)、非自由化物資 (2 号) の 3 種類に分けることができる。輸入禁止品は、社会公共の安全秩序に有害なもの、高関税物資等は、密輸の誘因が強く犯罪防止上必要的没収の対象としておくべきもの、非自由化品目は我が国の産業経済の発展を阻害するものとして、それぞれその性質上、没収の対象として残すことが相当と認められたものである⁷¹⁾。

金地金を含む貴金属がこの「輸入制限貨物等」の中の 1 号ハ「外国為替及び外国貿易管理法第 6 条第 1 項第 10 号に規定する貴金属」として没収の対象に残されたのは、1954 年改正時と同様、外為法により輸出入が禁じられていたことが背景にあるが、それに加えて、当時の密輸事情が影響している。第 2 節 3. (2) でみた通り、1968 年以降は金地金取引の国内統制が終わりを迎え、国内需要が高まると同時に、国内統制価格が IMF 協定価格に比して割高だったことから、内外価格差が大きく、密輸が絶えなかった。摘発状況は全国的にみて、1964 年に 50 キロ、40 年に 868 キロ、41 年に 770 キロとなっていた⁷²⁾。1966 年に大蔵省が発表した密輸動向によれば、「密輸入物件価格 24 億 4 千万円のうち 21 億 9 千万円 (90%) が金地金である⁷³⁾」と報じており、当時の金地金の密輸がいかに深刻な状況であったのかがうかがえる。本改正により関税法の没収・追徴規定は全体的には大幅に規制を緩和したものの、内外価格差が大きく、密輸の誘因が絶えないことから、犯罪防止上、必要的没収の対象として残され

71) 古谷ほか『新版貿易犯罪 解釈と実務』前掲注 (23) 114 頁。

72) 匿名記事「東京税関管内の密輸動向」貿易実務ダイジェスト 8 巻 1 号 (1968) 59 頁。

73) 匿名記事「最近の密輸動向」貿易実務ダイジェスト 8 巻 12 号 (1968) 11 頁。

たのである⁷⁴⁾。

3. 現在までの沿革

1967年の改正以後、関税法118条による必要的没収の規定は、「輸入制限貨物等」の内容の増減と、対象の罪の追加（108条の4輸出禁制品密輸出罪、109条の2輸入禁制品を保税地域に置く等の罪）を経て現在に至る。輸入制限貨物の変化を見ると、1967年改正で「覚せい剤」、1984年改正で「製造たばこ」が追加され合計7項目あったが、1989年改正で、「大麻」、「覚せい剤」、そして金地金を含む「貴金属」が削除された。

大麻や覚せい剤が削除されたのは、関税法（当時は関税定率法）で規定する輸入禁制品に追加され、関税法によって直接取り締まることとなったためである。貴金属が削除されたのは、1979年の外為法改正の影響がある。1973年に金の輸入自由化、1978年に輸出自由化を経て、外為法においても金地金を含む貴金属の対外取引は原則自由とされ、有事規制が行われている間のみ制限されることとなった。また、金地金の密輸は、昭和1967~1968年をピークとして検挙数、押収量ともに減少傾向を示し、輸入自由化以後は全く影をひそめることとなり⁷⁵⁾、関税法で取り締まる必要性が乏しくなったため、1989年の関税法改正において削除されたと解される。

74) 植松守雄「昭和42年度関税関係法改正のすべて」貿易実務ダイジェスト7巻8号（1967）13頁。

75) 財務総合政策研究所「最近における密輸の動向」財政金融統計月報第269号（1974年9月）。
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8430893/www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin-geppo/hyou/g269/269_i.pdf（2023/10/29最終閲覧）

第 6 章 関税法 118 条における必要的没収を金地金に適用することの可否

第 1 節 関税法 118 条に金地金を規定することの根拠

関税法 118 条の沿革で述べた通り、同条 3 項に「輸入制限貨物等」が設けられたのは、没収対象を必要やむをえないものに限定した上で、必要的没収の制度を維持するためである。そして、金地金を含む貴金属が「輸入制限貨物等」とされたのは、金地金を通貨の基準とする国際通貨体制の下、外貨流出防止および国内産金業保護を目的とする輸出入規制によって、内外価格差が大きくなり、密輸入の誘因が絶えないためであったが、その後、金本位制の放棄→金地金輸出入の自由化→内外価格差が解消→密輸入の終焉という経緯を経て、「輸入制限貨物等」の対象からはずされた。

では現在はどうだろうか。当時はなかった消費税の導入により、再び内外価格差が拡大し始めており、金地金価格の高止まりから密輸入の誘因が再び高くなっている。そこで、以下では、金地金を関税法 118 条 3 項の「輸入制限貨物等」として再び必要的没収の対象とすることが可能かを検討する。

1. 関税法 118 条 3 項の趣旨

以上で考察した通り、外為法上の輸入規制から生じる密輸入防止のために、関税法は金地金を 118 条 3 項における必要的没収の対象としたが、外為法上の規制と関税法 118 条 3 項はどのような関係に立つのであろうか。後者による必要的没収を行う際は、外為法上の規制の存在が絶対的に必要であるのか、それとも両者の関係は比較的緩やかに理解され、前者がなくても後者に独自の存在意義はあるのであろうか。

この点に関し参考になるものとして、大阪地判昭和 57 年 12 月 24 日⁷⁶⁾に関する本江威憲の判例評釈がある。本件は、密輸入された金製品等を関税法によって没収した事例であるが、当時、金地金を含む貴金属は、1979 年の外為法改

正ですでに自由化されていたにもかかわらず、1989年関税法改正以前であったため、関税法上ではまだ必要的没収の対象として残されていた。本判決に関して、本江威憲「判批」捜査研究35巻2号（1986年）⁷⁷⁾は次のように述べている。

「貴金属が通貨との代替性の強いものであって、依然外為法上重要な規制対象としての関心の高いものであることを根拠に、密輸入しようとしたものまで自由化したものではなく、これを必要的没収の対象から除外せず、外為法上もその限りでの規制は依然残っているものである、と解する立場もあり得ようが、関税法118条3項の全体の趣旨にかんがみれば、やはり貴金属は、外為法18条2項の有事規制⁷⁸⁾下においてのみ、必要的没収の対象となると解すべきもののように思われる。（中略）しかしながら、前記の通り、大量の、あるいは常習的、職業的なあるいは組織的なこの種の密輸事犯に対しては、有効な刑罰を加えて、この種事犯の防圧を図ることは、今日重要な課題である。その場合に、没収刑は極めて有効な刑罰であり、関税遁脱物品の没収については、刑法19条を活用すべきであろう。」

ここには、①外為法上、自由化されてはいるものの、通貨との代替性が高いという貴金属の重要性にかんがみて、密輸入に対しては、関税法上の「輸入制限貨物等」としての規制、すなわち必要的没収の対象にするという規制を残すという考え方もありうるが、②1989年関税法118条3項の趣旨にかんがみ

76) 公刊物未搭載。

77) 本江威憲「判批」捜査研究35巻2号（1986年）50頁。

78) 昭和54年法律第65号時点の外為法18条2項は「大蔵大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき又は国際収支の均衡若しくは通貨の安定を維持するために特に必要があると認めるときは、貴金属を輸出し又は輸入しようとする居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる」と定めていた。現在の外為法では19条2項に同趣旨が規定されている。

ば、外為法上の規制があるからこそ「輸入制限貨物」とされると解すべきで、金地金については外為法における有事規制下のみ必要的没収の対象とすべきであって、③悪質な密輸事犯に対しては刑法 19 条による外はないということになり、貴金属の関税法上の必要的没収は、外為法上の規制と完全に一致する、という思考が示されている。すなわち、関税法 118 条 3 項の必要的没収に金地金が含まれていたのは、密輸の誘因を絶ち、外為法上の輸出入規制を有効なものとするためのものであって、「通貨との代替性が高い」という金地金の特性により、金地金の無許可輸出入罪の違法性が他の物品に対して高まることを認めるものではない、ということになる。

2. 消費税法上の規定

しかしながら、消費税が導入された現在の状況にかんがみると以下のようなことがいえる。消費税が導入された現行法制度下では、金の輸入時に消費税分の支払いを行うことが要求されており、この消費税のほ脱が金密輸入の大きな誘因となっている。金地金の密輸入は関税法の無許可輸出入罪であると同時に、消費税法上の消費税ほ脱罪と地方税法上の地方消費税ほ脱罪に該当し、なかでも消費税のほ脱罪である消費税法 64 条は最も重く、金地金密輸事件の裁判時には科刑上一罪（刑法 54 条 1 項前段、10 条）により消費税法違反の罪の刑で処断されている。

東京地判平成 30 年 6 月 29 日⁷⁹⁾は、密輸しようとした金地金の量（約 4 キログラム）、ほ脱しようとした税額（約 150 万円）はいずれも大きいものではないが、「対象物が法禁物でないとしても、我が国の関税秩序及び消費税制をないがしろにして利欲目的を遂げること以外に、何ら合理性や正当性を見いだす余地のない行い」とであると厳しく指摘しており、金地金を「消費税等相当額

79) D1-Law.com 判例体系、文献番号 28264131。

の利殖を図るその『元手』にほかならない」として没収を相当と判示した。これは、消費税導入という新しい立法の事実を理由とした判示である。このように、悪質な消費税ほ脱は、金地金が必要没収から外された時点では生じなかった新たな社会問題であり、これを厳しく罰する消費税法 64 条は、金地金を必要没収とする新たな法的根拠になり得ると考える。

現在「輸入制限貨物等」である酒、たばこも、従前は専売品であったため輸出入が規制されていたが、現在はいずれも基本的には自由化されている貨物である⁸⁰⁾。それでもなおここに含まれているのは、それぞれに特化された酒税、たばこ税によって生じる内外価格差により、密輸の誘因が生じるからである。したがって、外為法上の規制がなくとも、消費税 64 条が密輸の誘因となっていることを根拠に「輸入制限貨物等」に金地金を加えることは、妥当性を欠くとはいえないと考える。

なお、金地金は、過去の法改正で「輸入制限貨物等」から削除された経緯があるため、再び追加することは法の安定性を欠くことになるから妥当でないという考えもある⁸¹⁾。しかし、削除されてから 30 年余りたった今日、当時はなかった消費税導入により、新たな内外価格差が生じ、循環構造をもって国家財政に損害を与えるという問題が生じたのである。近年の金地金密輸事件は、時代の変化とともに生じた新たな問題であり、消費税制だけでなく関税行政上の秩序の維持を脅かす問題に発展していることを鑑みると、時代に即した対応は急務である。その結果、再び金地金を「輸入制限貨物等」に加え、118 条の必要没収の対象に加えることとなっても、妥当性を欠くとはいえないと考える。

80) ただし、販売目的の輸入の場合、酒類は、販売業免許（酒税法 9 条）、たばこは、財務大臣の登録が必要になる（たばこ事業法 11 条）。

81) 橋本「支払手段等の輸出入と税関の課題—法整備の検討を中心として—」前掲注（6）591 頁。

第 2 節 金地金を関税 118 条に規定する際の課題

1. 対象物の特定

もっとも、なぜ、数ある輸入物品の中で金地金の密輸だけが規制の対象になるのかという問いに答えなければならない。輸入物品については、当該物品に関税が課されている場合には、(1) 商品本体 (運賃・保険料込) に関税率を乗じて関税を算出し、これに (2) 商品本体 (運賃・保険料込) と関税を加えたものに消費税率を乗じて消費税を算出する。関税が無税の場合には、消費税のみが課されるが、いずれにせよ、輸入物品には金地金以外でも消費税が課されるのに、なぜ金地金のみを規制の対象にするのかという点が問題となるのである。これに対しては、貴金属は「通貨との代替性が高い」という本江の分析が示唆的である。金地金は、価格が世界共通であって、法定通貨との換価が容易であり、また少量でも高い価値を有しているという点で、他の物品とは異なる特性を有している。保有していても経済的価値が低い物品、換価が困難な物品は、密輸入による消費税ほ脱には適さないが、金にはそうした密輸入に伴うリスクが極めて低い物品なのである。だからこそ、消費税ほ脱の手段として金地金が繰り返し選ばれているのである。

ただし、どのような形式で「輸入制限貨物等」に加えるかは検討が必要である。金地金を定義するものとしては、貴金属の輸出入を規定⁸²⁾しており、関税法とも関係の深い外為法上の定義が現在も適していると考えられる。すると、現時点では「輸入制限貨物等」に加える形式は、「外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号) 第 6 条第 1 項第 10 号 (定義) に規定する貴金属⁸³⁾」

82) 支払い手段等の輸出入制度を規定する外為法 19 条 2 項は、貴金属の有事規制を定めており、3 項は、貴金属含めた支払い手段等の平時届出制を定めている。3 項の平時届出制においては、外国為替令 8 条の 2、外国為替に関する省令 10 条により、100 万円相当額を超える現金や 1 キログラムを超える金地金 (純度 90 パーセント以上) 等を携帯して出国する場合に事前に税関にその旨申告することを義務付けている。

が適当ではないかと考える。

2. 均衡の原則の考慮の必要性

1967年の関税法改正によって没収及び追徴の対象が縮小されたのは、犯罪との均衡がとれないと判断された（密輸に使用した船舶、航空機が追徴の対象から除かれた等）ことも一因と考えられるため⁸⁴⁾、金地金を必要的没収の対象に加える際に、犯した犯罪と没収との均衡が問題となる。この点、没収を肯定した裁判例においては、「次の密輸の原資になることから、同種再犯を防止し、一般予防を図るために、没収が相当である」旨が共通して判示されている。密輸入を図った金地金及び密輸出を図った現金について没収を認めた福岡高判平成30年6月19日⁸⁵⁾が、本件現金の没収を行えば実質的に関税法が定める罰金額の上限を上回る金銭的制裁を科すことになるにもかかわらず、「本件現金を没収しなければ、まさに同組織によって、再度これを基にした同種犯罪が敢行される可能性が高いといえ、没収の必要性は高度に認められる。（中略）これを没収することが犯罪行為との均衡を欠くとはいえない」とする原審判断を是認したのは、その一例である。

また、現行の関税法118条による必要的没収の対象から検討しても、輸出入禁制品は、社会公共の秩序、衛生、風俗、信用その他公益の侵害を防衛するために規制され⁸⁶⁾、輸入制限貨物等には高関税物資等や国内産業保護を目的とした非自由化品目が含まれるのであって、規制の目的は多様であるものの、共

83) 外為法第6条第1項第10号「『貴金属』とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。」

84) 林美月子「没収・追徴と均衡原則—麻薬特例法を中心として—」町野朔＝林幹人編『現代社会における没収・追徴』（信山社、1996）45-46頁。

85) 高検速報〔平30〕号449頁。

86) 大蔵省関税研究会編『関税法規精解（上巻）』前掲注（4）834頁。

通して保安処分的性質が強いものである。そこで、金地金を関税法 118 条による必要的没収の対象にすることは、次の密輸の原資として新たな犯罪を引き起こす危険性が高いという点にかんがみて、均衡の原則に反しないと考える。

3. 罰金刑引き上げとの関係

平成 30 年の関税法改正により、金地金密輸の際に成立する関税法 111 条の無許可輸出入罪が厳罰化され、罰金額が引き上げられた⁸⁷⁾。これに加えて、金地金を必要的没収の対象とすることは、量刑不当となり得るだろうか。

(1) 検討

罰金刑は、行われた犯罪の重大性と均衡のとれた痛みを犯人に与える応報としての趣旨が主であるが、特に金地金については、没収は保安処分的性質として、再犯防止としての趣旨で科されることが主である。密輸実行者が所有者でないケースが多い金地金密輸事件の場合、罰金刑は、実行者の背後にいる中心的人物に痛みを与えることができないため、再犯防止効果が薄い。したがって、再犯防止のために没収による対応が必要となる⁸⁸⁾。

先の大阪地判昭和 57 年 12 月 24 日の本江評釈においては、薬物以外の貨物

87) 金地金の密輸入を行うと、関税法 111 条の無許可輸出入罪並びに消費税法 64 条の消費税は脱罪、地方税法 72 条の 109 の地方消費税は脱罪が成立する。本改正により、関税法第 111 条は罰金 500 万円以下から 1000 万円以下（貨物の価格の 5 倍が 1000 万円超の場合は価格の 5 倍まで）へ引き上げられた（平成 30 年 3 月法律 8 号）。

また、同時に成立する消費税法 64 条消費税は脱罪は、罰金 1000 万円以下（脱税額が 1000 万円超の場合は脱税額まで）から罰金 1000 万円以下（脱税額の 10 倍が 1000 万円超の場合は脱税額の 10 倍まで）に改正された（平成 30 年 3 月法律 7 号）。

同様に、地方税法 72 条の 109 地方消費税は脱罪は、罰金 1000 万円以下（脱税額が 1000 万円超の場合は脱税額まで）から罰金 1000 万円以下（脱税額の 10 倍が 1000 万円超の場合は脱税額の 10 倍まで）に改正された（平成 30 年 3 月法律 3 号）。

88) 橋本「支払手段等の輸出入と税関の課題—法整備の検討を中心として—」前掲注 (6) 590 頁。

(いわゆる財政犯)の密輸入事案⁸⁹⁾は、職業的、常習的、組織的に行われているものであっても、罰金刑を併科することなく、懲役刑に処した上、刑執行猶予に付されているのが実情と述べられている。その理由として、実質的に未遂の事件であること、被告人が単なる運び屋であって、主犯が国外にいること、被告人に日本国内における前科がないことなどがその理由にあげられている⁹⁰⁾。近年の金地金密輸事件においても、密輸の実行者は従属的立場であることや、前科がないことから執行猶予付き懲役刑が科されている事案が多いのが実情である⁹¹⁾。しかしながら被告人が外国人である場合、執行猶予付き懲役刑は、刑罰としての威嚇力は非常に低いといわざるを得ない。近時の金密輸事件においては、運び屋ではなく密輸入実行後に運び屋から金地金を回収した者が逮捕・起訴された事案もあるが、組織内で被告人がどのような立場にあったかによって、執行猶予付き懲役刑とするか、執行猶予なしとするか、あるいは罰金額引き上げ後の高額な罰金を科すか、様々な可能性を想定しうる。しかしながら、運び屋や金地金を回収する者とは異なり、背後の黒幕として組織で中心的な役割を担っている者の逮捕は難しく、そのような組織の中心的存在を担う(おそらくは)金の実質的保有者にダメージを与えるためには、犯行に用いられた金地金そのものを必要的没収の対象として、再犯防止を確実なもの

89) 近時における金地金密輸入に関する裁判実務については、内海朋子「金地金の密輸入と没収制度」横浜法学 30 巻 3 号 251 頁以下を参照。

90) 本江「判批」前掲注(77) 57-58 頁。

91) 福岡地判平成 29 年 10 月 31 日 (D1-Law.com 判例体系、文献番号 2825405)、福岡地判平成 29 年 9 月 8 日裁判所 HP 参照 (平成 29 年 (わ) 395 号)、東京地判平成 30 年 6 月 29 日 (D1-Law.com 判例体系、文献番号 28264131)、函館地判平成 30 年 5 月 16 日 (D1-Law.com 判例体系、文献番号 28262772)、名古屋地判平成 29 年 11 月 14 日 (D1-Law.com 判例体系、文献番号 28254610)、名古屋地判平成 30 年 6 月 13 日 (D1-Law.com 判例体系、文献番号 28262813)、名古屋地判平成 30 年 7 月 13 日 (D1-Law.com 判例体系、文献番号 28263452) などがあげられる。

すべきと考える。

(2) 通告処分上の検討

本稿では、引き上げられた罰金刑に加えて金地金を必要的没収の対象とすることは可能という結論にいたったものの、実務としては懸念が残る。すなわち、罰金刑の厳罰化は、通告処分における罰金相当金額にも影響する。したがって、金地金を「輸入制限貨物等」に加え必要的没収の対象とした場合、犯則者は、高額罰金相当金額と没収該当物件として金地金の納付を通告されることとなる。そうすると、犯則者にとって財産的負担は重くなり、通告不履行が増えることが予想される。通告不履行となれば、不履行告発により刑事裁判へと移行するが、不起訴となってしまうか、あるいは起訴されたとしても有罪判決が得られず、没収が言い渡されない可能性があることは否定できない。

しかし、金地金密輸事件の 9 割以上が通告処分に止まっており、金地金が最終的に犯則者の手許に還付され、次の密輸の原資にされていると考えられる現状を鑑みると、通告処分の段階で金地金を徴し⁹²⁾、密輸の循環を断ち切ることが最も重要と考える。したがって、不履行告発の際に不起訴を避ける等、検察との協力によって、上記の事態を回避できるよう体制を整える必要がある。また、あまりにも不履行告発が多発することが予想される場合、罰金相当金額の再調整も視野に入れることが求められるであろう。

第 3 節 小括

本章では、金地金を再び関税法 118 条の必要的没収の対象として没収する方策を検討した。本条は、付加刑としての没収であるが、その対象貨物は通告処分段階で徴することができることから、本稿で掲げている①ほとんど通告処分によって処されており、没収することができない、という問題点を解消するこ

92) 通告処分を履行する際、関税法 118 条該当物権は税関に納付すべきとされている。関税法 146 条参照。

とができる。そして、告発後の刑事裁判においても、刑法 19 条による任意的没収と比べて、第三者所有物の没収をより広く認めていること、要件が充足すれば必ず没収されることから、②たとえ刑事告発されても、刑法 19 条による任意的没収は認められにくい、という問題を解消することができる。

そこで、第 5 章において、金地金がかつて関税法 118 条 3 項の「輸入制限貨物等」であったことを鑑み、なぜ、本条の必要的没収の対象であったのか、またなぜその対象からはずれたのか、その背景となる金地金規制の歴史およびその影響を受けた本条の沿革をたどった。

金地金は、金地金が通貨の基準とされていた国際通貨体制の下、主に外貨流出防止および国内産金業の保護を目的として輸出入は原則禁止されていた。しかし、内外価格差が大きいことから、金地金の密輸入が絶えなかった。このような背景から、本条においても、戦後の厳格な管理体制時代では無許可輸出入罪の対象貨物として、大幅に緩和された 1967 年の改正後は、密輸の誘因が高い高関税等物資等として本条 3 項の「輸入制限貨物等」に含まれ、必要的没収の対象とされていたのである。しかし、国際通貨体制の動揺から、金地金の対外取引の自由化が促され、1979 年の外為法改正により、輸出入は原則自由とされた。自由化によって内外価格差が解消され、密輸入も終わりを見せたため、関税法においても取り締まる必要性は乏しくなり、1989 年に金地金は「輸入制限貨物等」から削除されたのである。

このような経緯を踏まえ、本章では、金地金を再び本条 3 項「輸入制限貨物等」に戻すことは可能か以下の点で検討した。

まず、本条 3 項の趣旨から検討した。消費税の導入により再び内外価格差が拡大し始めていること、さらに金地金価格の高止まりにより密輸の誘因は依然強いことから、現在金地金は再び本条 3 項の趣旨に沿いつつあると考える。

次に、法的根拠を検討した。現在、外為法による輸出入規制という法的根拠はなくなったが、内外価格差及び密輸の誘因を生じさせているのが、消費税であること、金地金の密輸は、国庫を奪う消費税は脱罪として重く罰せられるこ

とから、悪質な消費税ほ脱を罰する消費税法 64 条が新たな法的根拠になり得ると考える。

さらに、罪刑均衡の観点から検討した。金地金の没収は保安処分的性質が重視されることから、財産的価値が高いとはいえ次の密輸の原資として利用される危険性があることを考慮すると、没収することは犯罪行為との均衡を失することはないと考える。

最後に、引き上げられた罰金刑との関係から検討した。応報を主とする罰金刑は第三者所有物に対応できないため、再犯防止としての没収が補充的な役割を果たすと考えられる。ただし、通告不履行告発の増加が懸念されるため、確実な没収を図るため、検察との協力体制を整えること、罰金相当金額の再調整を視野に入れることが必要と考える。

以上、金地金を再び関税法 118 条 3 項「輸入制限貨物等」に加えることは可能であるため、金地金の密輸防止に有効な没収制度として、関税法 118 条による必要的没収において、金地金を再び対象とすることを提言する。

第 7 章 結語

本稿では、近年横行した金地金密輸事件に対し、密輸防止に効果的な方策として、没収制度を検討した。現在、金地金に対しては、刑法 19 条による任意的没収の適用が図られているが、①ほとんど通告処分によって処されており、没収することができない、②たとえ刑事告発されても、刑法 19 条による任意的没収は認められにくい、という問題がある。これらを解決するために、以下の没収制度を検討した。

まず、問題点①の解決策として、関税法上の行政没収を検討した。行政没収を行う制度的枠組みとして、金地金の密輸は、関税法 67 条の輸出入許可義務違反に該当するため、これに対する不履行を根拠として行政没収を行うことが考えられる。しかし、犯則調査と同等の調査が必要となり、犯則手続と切り離

して行政没収の制度を導入する意義に乏しい。

そうすると、犯則手続を利用しつつ、行政没収を活用することが考えられる。そのような方向性を示すものとして、現行の行政没収と犯則処分、そして関税法 118 条の必要的没収における善意の第三者の権利保護を組み合わせた新たな立法を提言する見解があり、検討に値するものである。しかし、本稿では、犯則処分の規定は、裁量の余地がない羈束行為で構成されており、金地金の没収についてのみ裁量的な規定を設けることは適当でない点、また犯則が成立する事案について、行政機関の裁量に任せた没収をすべきではない点から、この主張を採らない。

次に問題点①、②の解決策として、関税法 118 条による必要的没収を検討した。すなわち、金地金は、かつて関税法 118 条 3 項の「輸入制限貨物等」に含まれていたところ、再度これに加えることにより、必要的没収の対象とすることは可能かを検討した。金地金が過去に本条の必要的没収の対象とされていたのは、金地金が通貨の基準とされていた国際通貨体制の下、外貨流出防止や国内産金業保護のため輸出入が禁止されていたこと、それにより内外価格差が生じ、密輸の誘因が絶えなかったことによる。そして、国際通貨体制の動揺から、自由化が促進され、内外価格差が解消し、密輸は終焉を迎えたことから、「輸入制限貨物等」から削除された。しかし、その後、消費税の導入により、再び内外価格差が生じ、また金地金価格の高止まりから密輸の誘因は強くなっている。自由化された現在、内外価格差及び密輸の誘因を引き起こしているのは、輸出入規制でなく消費税であることを鑑みれば、外為法上の輸出入規制という法的根拠がなくとも、消費税の悪質なほ脱の取締を根拠として、再び金地金を「輸入制限貨物等」に加えることは可能と判断した。金地金を再び関税法 118 条による必要的没収の対象とし、現状、ほとんど犯則者に還付されてしまっている通告処分において確実に徴し、そして、刑事裁判においても確実に没収する体制を整えるべきと考える。

なお、関税法改正による罰金刑の厳罰化等により、金地金密輸の摘発件数は

減少傾向を見せ、また、刑事裁判においても、金地金密輸事件の社会問題化により、没収は肯定される傾向を見せている。そうすると、金地金密輸防止のために没収制度を検討することは急務でないかもしれない。しかし、金地金の高騰により密輸の誘因は未だ強く、また密輸手口の巧妙化から、摘発に至っていない事案も多くあると考えられる。そして、近年の小口化傾向を鑑みると、行政処分段階で没収を可能にする体制を整える必要があると考える。本稿は、今一度、金地金を必要的没収の対象とし、通告処分・刑事裁判のそれぞれで金地金の徴収を確実にすることで、金地金の密輸の循環を断ち切り、密輸防止の徹底を図るべきと考える。